

特定非営利活動法人環境経営学会 役員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人環境経営学会定款第3章第19条に基づき、理事ならびに監事（以下、役員という）に支給する報酬その他の基本事項を定める。

（役員の報酬）

第2条 役員報酬は無報酬とする。

- 2 役員がその職務遂行のために要した交通実費（以下、実費という）については、これを支給する。

（実費の支給日）

第3条 前条第2項に定める実費については、原則として毎月一回まとめて支払う。

（実費の支給方法）

第4条 実費は、原則として本人が指定した本人名義の金融機関の預金口座へ振り込む。

（委任）

第5条 この規程に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

附則

1. この規程は、平成27年10月1日より施行する。
2. この規程を変更する場合は、理事会の議決を必要とする。

特定非営利活動法人 環境経営学会
役員報酬等規程に関する運用細則

1. 目的

この運用細則は、特定非営利活動法人環境経営学会役員報酬等規程（2015 年 10 月 1 日施行）（以下、規程という）に関して運用上の細則を定める。

2. 規程第 2 条の報酬等の支給の条件

- 1) 学会の財務状態に鑑み、規程第 2 条第 2 項に定める交通費の支給の対象は、当分の間、学会外からの助成金等の対象活動に参加する場合で、且つ助成金等の交付条件に合致した場合に限ることとする。

助成金等の例は、次の通りである。

- ・地球環境基金助成金、三井物産環境基金助成金、日本学術振興会科研費等

- 2) 助成金等の対象とならない次の活動への参加に関しては当分の間、交通費の支給は行わない。

- ・総会、理事会、研究報告大会、研究委員会等

- 3) 役員報酬は無報酬としているが、次の謝金は報酬とはならないので支給できる。

- ・助成金支給対象活動の一環としての学会主催の公開シンポジウム・セミナー、及び参加費を徴して開催する経営研修会等の講師謝金（ただし@20,000 円以内）

3. その他

この運用細則に定めのない事項については、会長・副会長による協議を経て、会長が決定する。

4. この運用細則は、規程の施行日に併せて実施する。

特定非営利活動法人環境経営学会
職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、環境経営学会職員に対する給与の額、支払方法などを定める。

(給与体系)

第2条 給与の区分は、次の通りとする。

1. 基本給
2. 通勤手当
3. 時間外手当 時間外勤務手当・深夜勤務手当・休日勤務手当

(給与の支払方法)

第3条 給与は毎月初日から月末日を1ヶ月とし、原則として翌月1日に、本人指定の金融機関の口座に振り込む。

(給与の控除)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、給与支払いの際、控除する。

1. 源泉所得税
2. 住民税
3. 雇用保険料の被保険者負担分

(基本給)

第5条 基本給は時間給とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、自宅最寄り駅から法人の最寄り駅までの乗車運賃代を支給する。

(時間外勤務手当)

第7条 業務上やむを得ず所定労働時間を越えて勤務した場合（会長が認めた場合に限る）は、次の通り時間外勤務手当を支給する。

時間外勤務手当＝基本給（時間給）×1.25×時間外勤務時間数

(深夜勤務手当)

第8条 業務上やむを得ず午後10時～翌日午前5時まで勤務した場合（会長が認めた場合

に限る)は、次の通り深夜勤務手当を支給する。

深夜勤務手当＝基本給(時間給)×1.50×深夜勤務時間数

(休日勤務手当)

第9条 業務上やむを得ず土、日、祝祭日に勤務した場合(会長が認めた場合に限る)は、次の通り休日勤務手当を支給する。

休日勤務手当＝基本給(時間給)×1.35×休日勤務時間数

(時間外勤務手当等の単位時間)

第10条 時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当の計算にあたっては、超過勤務時間を0.5時間単位に計算するものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人環境経営学会	事業年度	H31年4月1日～R2年3月31日
-----	-------------------	------	-------------------

(朱書は今回報告、青字は)

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	2,085,000 円
受取寄附金	435,000 円
受取助成金	300,000 円
事業収益	7,033,094 円
受取利息	36 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	9,853,130 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	0 円
	円
	円
	円
	円
合 計	0 円

(2) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

[illegible]

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

[illegible]

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

[illegible]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

法人名	認定特定非営利活動法人環境経営学会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
⑧	H31年4月1日～R2年3月31日		31人	0人	0%	3人	9.6%
⑨	年月日～年月日		人	人	%	人	%
⑩	年月日～年月日		人	人	%	人	%
⑪	年月日～年月日		人	人	%	人	%
⑫	年月日～年月日		人	人	%	人	%
⑬	年月日～年月日		人	人	%	人	%
申請時			人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

元書類收受日 令和2年6月29日

差替書類收受日 令和6年11月1日

第3表(次業)

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉗」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉔」、「㉕」及び「㉗」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉗」については、イに記載する各期間(「㉔」から「㉗」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉗」については、イに記載する各期間(「㉔」から「㉗」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定特定非営利活動法人環境経営学会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		31人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳

氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
青木 修三		理事		○						就任 H14. 2. 7
伊藤 由宣		理事		○						就任 H29. 5. 27
井上 尚之		理事		○						就任 H19. 5. 12
大河 喜彦		理事		○						就任 H16. 5. 14
岡本 享二		理事 副会長		○						就任 H15. 10. 24
川村 雅彦		理事 副会長		○						就任 H20. 5. 23
木俣 信行		理事		○						就任 H14. 2. 7
木村 則昭		理事		○						就任 H29. 5. 27
九里 徳泰		理事		○						就任 H21. 6. 5
黒田 邦夫		理事		○						就任 H21. 6. 5
國部 克彦		理事		○						就任 H15. 10. 24
後藤 敏彦		理事 会長		○						就任 H20. 5. 23
白鳥 和彦		理事		○						就任 H30. 5. 26

元書類収受日 令和 2年 6月29日
 差替書類収受日 令和 6年11月1日

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日
鈴木 幸毅		理事		○						就任 H14. 2. 7
鈴木 道彦		理事		○						就任 H17. 5. 20
谷口 雅保		理事		○						就任 H24. 5. 19 退任 R1. 5. 25
丹下 博文		理事		○						就任 H14. 2. 7
豊澄 智己		理事		○						就任 H23. 5. 28
長岡 正		理事		○						就任 H21. 6. 5
中村 晴永		理事		○						就任 H17. 5. 20
長谷川 直哉		理事		○						就任 H26. 5. 24
花田 眞理子		理事 副会長		○						就任 H21. 6. 5
廣瀬 忠一郎		理事		○						就任 H19. 5. 11
前川 統一郎		理事		○						就任 H29. 5. 27
水谷 廣		理事		○						就任 H17. 5. 20 退任 R 1. 5. 25
宮崎 修行		理事		○						就任 H14. 9. 25
宮崎 正浩		理事 副会長		○						就任 H21. 6. 5
村井 秀樹		理事 副会長		○						就任 H24. 5. 19
八木 俊輔		理事		○						就任 R1. 5. 25
山吹 善彦		理事		○						就任 R1. 5. 25

元書類收受日 令和2年6月29日

[illegible]

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人 環境経営学会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
金銭出納帳（現金・預金）	手書きノート使用	都度	7年
総勘定元帳	会計ソフト（TKC） 使用 （ルーズリーフ）	年1回	7年
給与台帳	Excel 使用 （ルーズリーフ）	月1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（TKC） 使用 （ルーズリーフ）	月1回	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 環境経営学会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							☒
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定特定非営利活動法人 環境経営学会		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人 環境経営学会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							✓
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人 環境経営学会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ